〃	百三十九号	山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺地先から大月市大月二丁目地先まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所
〃	二百四十六号	川崎市高津区二子地先から横浜市緑区長津田町地先まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
〃	〃	横浜市瀬谷区五貫目町地先から神奈川県足柄上郡山北町川西地先まで	〃
〃	二百五十四号	川越市新宿町地先から同市大字大仙波地先まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所
〃	二百九十八号	松戸市小山地先から市川市高谷地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	〃	和光市新倉地先から三郷市高州地先まで	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所
〃	三百五十七号	千葉市中央区村田町地先から浦安市舞浜地先まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所
〃	〃	川崎市川崎区東扇島地先から横浜市金沢区八景島地先まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
〃	四百九号	川崎市川崎区旭町地先から川崎市川崎区浮島町地先まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

○北陸地方整備局告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

		占用を制限する区域	図面縦覧場所
一	道路の種類及び路線名		
	一般国道　七号	新潟市中央区本町通七番町地先から村上市坂町地先まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
〃	〃	村上市坂町地先から同市伊呉野地先まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所
〃	〃	新潟市中央区本町通七番町地先から三条市土場地先まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
〃	八号	三条市大字若宮新田地先から柏崎市米山町地先まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所
〃	〃	上越市柿崎区竹鼻地先から富山県下新川郡朝日町境地先まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所
〃	〃	富山県下新川郡朝日町境地先から石川県河北郡津幡町字九折地先まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所
〃	〃	石川県河北郡津幡町字九折地先から加賀市熊坂町地先まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所
〃	〃	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国地先から三条市大字若宮新田地先まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所
〃	十七号	三条市土場地先から新潟市中央区本町通七番町地先まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
〃	十八号	長野県上水内信濃町大字野尻地先から上越市大字下源入地先まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所
〃	四十一号	飛騨市神岡町谷地先から富山市金泉寺地先まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所
〃	四十九号	新潟県東蒲原郡阿賀町八ツ田地先から新潟市中央区明石二丁目地先まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
〃	百十三号	新潟市中央区本町通七番町地先から同区万代三丁目地先まで	〃
〃	百十六号	村上市坂町地先から新潟県岩船郡関川村大字金丸地先まで	〃
〃	百五十六号	柏崎市大字長崎地先から長岡市寺泊敦ヶ曽根地先まで	北陸地方整備局長岡国道事務所
〃	〃	長岡市寺泊敦ヶ曽根地先から新潟市中央区本町通七番町地先まで	北陸地方整備局新潟国道事務所
〃	百五十六号	砺波市庄川町小牧地先から高岡市上四屋地先まで	北陸地方整備局富山河川国道事務所
〃	百五十七号	金沢市青草町地先から白山市白山町地先まで	北陸地方整備局金沢河川国道事務所
〃	百五十九号	七尾市川原町地先から金沢市青草町地先まで	〃
〃	百六十号	七尾市川原町地先から同市大泊町地先まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所
〃	〃	氷見市脇地先から高岡市四屋地先まで	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

○中部地方整備局告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

		占用を制限する区域	図面縦覧場所
一	道路の種類及び路線名		
	一般国道　十九号	多治見市富士見町五丁目地先から中津川市山口黍生地先まで	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所
〃	二十一号	瑞浪市明世町山野内地先から可児市中恵土地先まで及び岐阜県加茂郡坂祝町大針地先から同町勝山地先まで	〃
〃	〃	可児市中恵土地先から岐阜県不破郡関ヶ原町大字今須地先まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所
〃	二十二号	岐阜県羽島郡笠松町円城寺地先から岐阜市茜部新所地先まで	〃